

児童育成手当の手続きを

6月は児童育成手当の年度切替え月です。新たに手続きをする方や、平成28年度の市・都民税課税状況(平成27年中の所得)が限度額を超えたため対象とならなかった方で、平成29年度の課税状況(平成28年中の所得)が限度額内である方は5月中に手続きをしてください。

前年に受給していた方には、6月に「現況届」用紙を送付しますので提出してください。

児童育成手当 18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかの状態の児童を監護している方または父母以外で児童を養育している方

- 父または母が死亡した児童
 - 父母が離婚した児童
 - 父または母に重度の障害がある児童(身体障害者手帳1・2級程度)
 - 婚姻によらないで生まれた児童
- 支給額** 該当児童1人につき月額1万3500円

必要なもの 請求者と児童の戸籍謄本、請求者名義の銀行などの通帳、障害のある方は身体障害者手帳または愛の手帳、個人番号が確認できるもの(通知カード、マイナンバーカードなど)、身元確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)、印鑑

児童育成手当(障害手当) 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

都制度：身体障害者手帳1〜2級、愛の手帳1〜3度
市制度：身体障害者手帳1〜4級、愛の手帳1〜4度

支給額 都制度：該当児童1人につき月額1万5500円、市制度：該当児童1人につき月額1万3500円、1万2500円

※障害の程度および所得状況などにより異なります。
※都制度と市制度の併給はできません。

必要なもの 請求者名義の銀行などの通帳、身体障害者手帳または愛の手帳、個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)、身元確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)、印鑑

共通事項

平成29年1月1日に市内に住所がなかった方は、その時点の住所地の市区町村長が発行した平成29年度の所得証明書または課税(非課税)証明書が必要です。※受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ 子育て支援課支援係 ☎ 236

保健センターからのお知らせ

◆愛の献血と献血にご協力を

日時 5月11日(木)午前10時〜正午、午後1時15分〜4時

会場 羽村駅東口前

対象 16〜69歳の方(65歳以上の方は60〜64歳に献血経験のある方に限る)

内容 400ml・200ml献血

■200ml献血についてお願い
医療機関から依頼された200ml献血の必要量が確保できた場合には、200ml献血の受け付けを終了させていただきます。ご了承ください。

※直接会場へお越しください。
※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。

◆大人の風しん予防接種

風しんに対する免疫のない女性が妊娠中に感染すると、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる場合があります。対象の方が風しんの予防接種を受ける場合に、接種費用の一部を助成します。

※事前に東京都などで実施する風しん抗体検査を受診していただく必要があります。

対象 東京都などが行う風しん抗体検査の結果が低抗体価*であった市内在住の19歳以上の方で妊娠を予定または希望している女性

(*低抗体価：HI法で16倍以下、EI法で8.0未満)

接種方法 保健センターで申込後、市内の指定協力医療機関で事前に予約し「風しん抗体検査申込書、予防接種決定通知、接種時の住所・年齢が確認できる身元確認書類」を持参して抗体検査を受けてください。結果が低抗体価であった場合に、予防接種を受けてください。

※指定医療機関について詳しくは、市公式サイトをご覧ください。
助成金額 ■麻しん風しん混合ワクチン：5000円、■風しんワクチン：3000円

※妊娠している方およびその可能性がある方は、接種を受けることができません。
※接種後2か月間は、妊娠を避けることが必要です。

申込み 平成30年3月30日(金)までに、所定の申込書に記入し、郵送または直接保健センターへ(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時)

※申込時に、抗体検査も併せて申し込むことができます。

問合せ 保健センター ☎ 555-1111 ☎ 623

リニューアル！ みんなで取り組むエコライフ 活用しよう！ エコライフ助成制度

問合せ 環境保全課環境保全係 225

☑️ リニューアル！ 創省エネルギー化助成制度！

再生可能エネルギーを創出する「創エネルギー」とエネルギー消費の削減を図る「省エネルギー化」を促進し、環境産業の活性化と環境負荷の少ない地域社会の創出をより一層推進するため、今年度から助成額などを大幅にレベルアップしました！

■ 助成対象

市内在住者、市内に物件を所有している方、市内の中小規模企業者であつて、平成29年1月1日から12月31日までに左表助成メニューの工事などが完成する方

■ 助成金額

対象経費の2分の1または上限額のいずれか低い方をエコポイントとして付与します。

※エコポイントは、市内での買い物などに利用できるポイント制度です。

■ 助成までの流れ

- ① 助成メニューの設備などを導入する助成届出をする
- ② 導入後、助成申請してエコポイントをもらう
- ③ 市内で買い物をする（物品の種類は問いません）
- ④ 領収証を報告書に貼付し、市に提出する
- ⑤ 指定の口座にエコポイント分の金額が振り込まれる

■ 受付期間

5月1日(月)～平成30年1月31日(水)（先着順）

☑️ 新たなみどりの創出助成制度

生態系を確保する「みどり」をより一層増やすため、生け垣・庭木・屋上・壁面への緑化を行う方に助成をしています。

■ 助成対象

市内在住者、市内の小規模企業者（平成29年4月1日～平成30年3月31日に緑化事業が完成した、または完成する方）

■ 助成金額

対象経費の2分の1または3分の1 ※メニューごとに上限があります。

■ 助成メニュー

- 生け垣緑化
- 庭木緑化（芝生・シンボルツリーも対象）
- 屋上緑化（ユニット型のもも対象）
- 壁面緑化（ユニット・パネル型のもの、定置型ブラントーも対象）

■ 受付期間

平成30年4月2日(月)まで（先着順）

※土・日曜日、祝日は受け付けできません。郵送の場合、当日消印有効です。

※申請方法など詳しくは、市公式サイトをご覧ください。だくか、問い合わせてください。

割れた「はむら市民カード」 「印鑑登録証」は捨てないで

「割れてしまった」または「劣化してしまった」カードは、捨てないでください。無料で交換します。

市役所1階市民課受付係に「はむら市民カードまたは印鑑登録証」と「窓口に来る方の本人確認書類」を持参してください。

交付機の利用を

「はむら市民カード」を持っている方で、暗証番号を登録している方は、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍（全部事項・個人事項）証明書（羽村市に本籍がある方）を交付機で取得することができます。申請書の記入が不要で、短時間で取得できます。

※「はむら市民カード」の発行には、申請手続きが必要で、詳しくは、問い合わせてください。

■ 交付機の設置場所・利用時間

| 設置場所 | 利用時間 |
|---------------------------|---|
| 市役所 1階市民課 (まどうけ交付機) | 平日…午前8時30分～午後5時 土・日曜日…午前8時30分～11時45分、午後1時～5時 (祝日は利用できません) |
| 地下1階 警備員室前 (自動交付機) | 午前8時30分～午後9時 (祝日も利用できます) |

- ※ 12月29日～1月3日は取扱いできません。
- ※ 点検などで交付機が利用できない場合があります。
- ※ 1階市民課に設置している「まどうけ交付機」の場合、交付機で申請後、市民課受付係窓口で証明書を受け取ってください。

問合せ 市民課受付係 121